主

原決定を取り消す。 本件を原審に差し戻す。

里 E

一 本件抗告の趣旨及び理由は、別紙執行抗告状(写し)記載のとおりである。 二 先取特権の物上代位に関する民法第三〇四条の規定を抵当権に準用する(同 法第三七二条)については、抵当権が抵当不動産に対する所有者の使用収益権能を 奪うものではないところから、抵当権の物上代位が該不動産の賃料債権にまで及ぶ かどうかという問題があるけれども、当裁判所は、競売開始決定の効力発生前のこ とはともかくとして、その効力発生時点以降においては右賃料債権にまで及ぶと解 するものである。

〈要旨〉三 右の民法第三〇四条の準用については、いま一つ、同条中「債務者」とあるのは、抵当権の物上代位の場〈/要旨〉合にどのように読み替えるかという問題がある。この点は、「抵当権ノ目的タル不動産上ノ権利者」(大審院明治四〇年三月一二日判決・民録一三輯二六五ページ)と読み替えるべきであり、これがどの範囲の者であるかというと、まず所有者(抵当権設定者)及び抵当不動産の第三取得者が含まれる(この点は、異論がない。)ほか、抵当不動産を後に借り受けた賃借人も含まれると解すべきである。

そうすると、前記のような賃借人(転貸人)が受け取るべき賃料(転貸料)については、抵当権に基づく物上代位権が及ばないとして抗告人の本件差押命令の申請を却下した原決定は、取消しを免れないことになる。

四 よつて、原決定を取り消した上本件を原審に差し戻すこととし、主文のように決定する。

(裁判長裁判官 賀集唱 裁判官 安國種彦 裁判官 伊藤剛)

別の紐

<記載内容は末尾 1 添付>

別紙

請求債権目録(省略)

差押債権目録(1) (第三債務者 *A*

(第三債務者 A) 六九九、七二四円

相手方が、左記の建物の一〇一号室を第三債務者に賃貸していることに基づく昭和六二年七月以降の賃料請求債権にして、先に期日が到来する月の順で、差押債権額に満つるまで。

1 (一棟の建物の表示)

所 在 横浜市a区bc丁目d番地<u>e</u>

f 番地 g

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根四階建 床 面 積 一階 三一三・七〇㎡

一階 三一三・七〇㎡ 二階 三二〇・三八㎡

三階 三二〇・三八㎡四階 一七〇・〇〇㎡

2 (専有部分の建物の表示)

家屋番号 bc丁目d番eのh

```
-0-
  建物番号
            居宅
  種
             鉄筋コンクリート造一階建
                  五一・七二㎡
       積
            一階部分
   差押債権目録(2)
     (第三債務者 C)
    五六九、六九六円
 相手方が、左記の建物の一〇二号室を第三債務者に賃貸していることに基づく昭
和六二年七月以降の賃料請求債権にして、先に期日が到来する月の順で、差押債権
額に満つるまで。
    (一棟の建物の表示)
            横浜市a区bc丁目d番地e
       在
                           f番地g
       造
             鉄筋コンクリート造陸屋根四階建
              勝
三二〇・三八㎡
三二〇・三八㎡
三二〇・三八㎡
       積
  床
     面
           二階三階
           四階 一七〇・〇〇㎡
    (専有部分の建物の表示)
             bc丁目d番eのi
  家屋番号
  建物番号
             -0=
             居宅
  種
       造
  構
             鉄筋コンクリート造一階建
       積
            一階部分 五一・七二㎡
    面
    差押債権目録(3)
     (第三債務者
              大京観光株式会社)
 金一五、六五九、五〇五円
相手方が、左記の建物の一〇三号室を第三債務者に賃貸していることに基づく昭和六二年七月以降の賃料請求債権にして、先に期日が到来する月の順で、差押債権
額に満つるまで。
   (一棟の建物の表示)
            横浜市a区bc丁目d番地e
  所
                           f番地g
             鉄筋コンクリート造陸屋根四階建
           一階 三一三・七〇㎡
二階 三二〇・三八㎡
三階 三二〇・三八㎡
四階 一七〇・〇〇㎡
     面
    (専有部分の建物の表示)
  家屋番号
             bc丁目d番eのj
  建物番号
             -0\Xi
  種
             車庫
            鉄筋コンクリート造一階建
一階部分 五六・二五㎡
  構
       造
       積
    差押債権目録(4)
     (第三債務者 ポートユニオン株式会社)
 金九、一三四、七一〇円
 相手方が、左記の建物の一〇四号室を第三債務者に賃貸していることに基づく昭
和六二年七月以降の賃料請求債権にして、先に期日が到来する月の順で、差押債権
額に満つるまで。
    (一棟の建物の表示)
  所
             横浜市a区bc丁目d番地e
                           f番地g
  構
       造
             鉄筋コンクリート造陸屋根四階建
```

床

面

積

一階 三一三・七〇㎡

```
二階
三階
                三二〇·三八㎡
三二〇·三八㎡
            四階
               -t0·00m<sup>2</sup>
    (専有部分の建物の表示)
  家屋番号
             bc丁目d番eのk
  建物番号
             一〇四
  種
             店舗
        造
  構
             鉄筋コンクリート造一階建
        積
             一階部分 四四 四四㎡
     面
    差押債権目録(5)
      (第三債務者 C)
 金一〇、七四四、一五九円
 相手方が、左記の建物の一〇五号室を第三債務者に賃貸していることに基づく昭
和六二年七月以降の賃料請求債権にして、先に期日が到来する月の順で、差押債権
額に満つるまで。
              記
    (一棟の建物の表示)
  所
        在
             横浜市a区bc丁目d番地e
                            f番地g
             鉄筋コンクリート造陸屋根四階建
           一階 三一三・七〇㎡
二階 三二〇・三八㎡
三階 三二〇・三八㎡
四階 一七〇・〇〇㎡
  床
        積
     面
    (専有部分の建物の表示)
  家屋番号
             bc丁目d番eのI
  建物番号
             -0
  種
             店舗
  構
        造
             鉄筋コンクリート造一階建
一階部分 四九・九八㎡
        積
     面
    差押債権目録(6)
      (第三債務者 鮮
                      良)
 金六、〇八九、八〇六円
 相手方が、左記の建物の二〇五号室を第三債務者に賃貸していることに基づく昭
和六二年七月以降の賃料請求債権にして、先に期日が到来する月の順で、差押債権
額に満つるまで。
    (一棟の建物の表示)
  所
        在
             横浜市a区bc丁目d番地e
                            f番地g
        造
             鉄筋コンクリート造陸屋根四階建
                 三一三·七〇㎡
三二〇·三八㎡
三二〇·三八㎡
        積
  床
     面
             一階
            二階
三階
                 -七0·00m<sup>2</sup>
            四階
    (専有部分の建物の表示)
 2
  家屋番号
             bc丁目d番eのm
  建物番号
             二〇五
        類造
             居宅
  種
  構
             鉄筋コンクリート造一階建
             二階部分
        積
                    四八・六〇㎡
  床
     面
```